

日本語教育学会 学会活動貢献賞表彰規程

制定 2016(平成 28)年 3 月 13 日
2015(平成 27)年度第 5 回理事会
一部改正 2017(平成 29)年 7 月 23 日
2017(平成 29)年度第 3 回理事会

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本語教育学会（以下「学会」という。）が、定款第 4 条第 7 号の規定に基づき、日本語教育における研究・実践・交流のさらなる発展に資するため、日本語教育学会の学会活動に貢献した個人を表彰することを目的とする。

(受賞者の資格)

- 第 2 条 学会の役員・代議員・評議員・委員として、一定の年数を歴任した者。
- 2 学会誌『日本語教育』の論文査読において、協力者として 10 年以上在任し、一定の件数を査読した者。
 - 3 学会の会員に関する規程および細則、研究倫理規程を遵守している者。
 - 4 在任中の本学会の理事・役員および表彰委員は、原則として受賞選考対象に含めないものとする。

(授賞年と授賞の数)

- 第 3 条 第 2 条 1 項で規定する委員等の歴任者には偶数年（西暦）、同 2 項で規定する査読者には奇数年（西暦）に授賞する。
- 2 隔年で、別に定める授賞基準に達する者すべてに授賞する。
 - 3 授賞該当者のいない年もあり得るものとする。

(選考対象とする期間)

第 4 条 選考対象期間は、授賞年以前に満了となった任期までとする。始期は 2005 年とする。

(授賞候補者の推薦)

第 5 条 表彰委員会は授賞基準に達する授賞候補者を、授賞候補選考委員会（以下「選考委員会」という。）に推薦する。

(選考委員会の招集及び定足数)

- 第 6 条 授賞候補選考委員会設置運営規程第 8 条の規定に基づき、委員長が選考委員会を招集する。
- 2 選考委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ、議事を開くことができない。

第 7 条 選考委員会は、第 7 条に基づき推薦された候補者につき選考し、理事会に推薦するものとする。

- 2 前項の授賞候補者の選考審議を行う選考委員会に出席できない委員は、第 7 条に基づき

推薦された授賞候補者の業績などについて意見書を選考委員会に提出するものとする。

3 選考委員会における授賞候補者の選考審議においては、前項の欠席委員の提出した意見書も含めて審議を行い、選考委員会としての最終的な授賞候補者を確定する。

第8条 選考委員会は、候補者の選考審議にあたり、必要に応じて、委員以外から意見を聴取することができる。

(授賞者の決定)

第9条 理事会は、選考委員会からの授賞候補者の推薦に基づき、学会活動貢献賞の授賞者を決定する。

(授賞)

第10条 学会春季大会において、学会活動貢献賞の授賞者を発表し、表彰状を原則として郵送にて授与する。

第11条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

第12条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(附則)

1. この規程は、2016（平成28）年6月1日から施行する。
2. この規程の実施に関わる細則は理事会の承認を得て定める。